

令和3年度

那須塩原市健全化判断比率  
及び資金不足比率審査意見書

那須塩原市監査委員

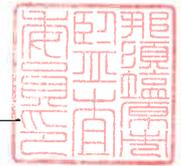


那塩監査第28号

令和4年8月22日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎 様

那須塩原市監査委員 大場 浩



那須塩原市監査委員 齋藤 寿



令和3年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率に関する  
審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和3年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について、那須塩原市監査基準に基づき審査した結果、次のとおり意見書を提出します。

## 令和3年度那須塩原市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

### 1 審査の概要

この審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、市長から審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 2 審査の結果

#### (1) 総合意見

審査に付された次の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

健全化判断比率及び資金不足比率	決算に係る比率 (%)		早期健全化基準又は経営健全化基準 (%)
	令和3年度	令和2年度	
1 実質赤字比率	—	—	11.86
2 連結実質赤字比率	—	—	16.86
3 実質公債費比率	3.1	3.6	25.0
4 将来負担比率	—	—	350.0
5 資金不足比率			
(1)水道事業	—	—	20.0
(2)下水道事業	—	—	20.0
(3)温泉事業	—	—	20.0
(4)産業団地造成事業	—	—	20.0

注 「—」は、赤字又は資金不足を生じていないため当該数値については該当なしを表す。

(2) 個別意見

ア 実質赤字比率について

令和3年度の実質赤字比率は、実質赤字額を生じていないため該当なしである。

イ 連結実質赤字比率について

令和3年度の連結実質赤字比率は、連結実質赤字額を生じていないため該当なしである。

ウ 実質公債費比率について

令和3年度の実質公債費比率は3.1%で、前年度と比較して0.5ポイント減少した。これは早期健全化基準の25.0%を下回っており、良好といえる。

エ 将来負担比率について

令和3年度の将来負担比率は、地方債現在高は増加したが、充当可能な基金の増により生じていないため該当なしである。

オ 水道事業に係る資金不足比率について

令和3年度の資金不足比率は、資金不足額を生じていないため該当なしである。

カ 下水道事業に係る資金不足比率について

令和3年度の資金不足比率は、資金不足額を生じていないため該当なしである。

キ 農業集落排水事業に係る資金不足比率について

令和3年度の資金不足比率は、資金不足額を生じていないため該当なしである。

ク 温泉事業に係る資金不足比率について

令和3年度の資金不足比率は、資金不足額を生じていないため該当なしである。

ケ 産業団地造成事業に係る資金不足比率について

令和3年度の資金不足比率は、資金不足額を生じていないため該当なしである。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は、特になし。